

「備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改

正する条例（案）」

に対する市民意見等の募集結果について

「備前市生活環境と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例の一部を改正する条例（案）」について、ご意見を募集した結果について、ご意見の要旨と市の考え方は下記の通りです。

- ・意見募集期間 令和5年3月1日～令和5年3月31日
- ・意見募集結果 1件（1名）

番号	項目	意見等の要旨	市の考え方
1	6条	太陽光発電設備は、自然を求めて観光に来る人や移住を考える人にとっては、大きなマイナスであるとする。 規制を厳しくして、簡単にソーラーパネルを建てることのないようにしていただきたい。	太陽光発電設備設置事業の開始当初と比較し、技術進歩により発電効率の向上と、設置費用が安価になったことから、小規模設備の設置が増加しています。他方で、土地所有者は、自己所有権を有する土地について、自由に利用管理できるのが原則であり、また、太陽光発電設備設置事業を国は推進しています。 これらのことも踏まえ、今回の改正においては、近隣関係者等に対しその責務を負う事業主等及び土地所有者等に係る本条例の対象範囲を拡大し、より一層生活環境の保全と事業の調和を図るための変更を行うものとなります。